

◆契約書◆

蒼翠合同会社
あおみ訪問介護事業所
〒770-8007
徳島県徳島市新浜本町一丁目1番43号

介護保険事業所番号
3670105778

指 定 訪 問 介 護 等 契 約 書

_____（以下、「利用者」といいます）と蒼翠合同会社（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、(契約締結日)から利用者の要介護認定または事業対象者の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って訪問介護計画（以下、「計画書」といいます）を作成します。事業者はこの計画書の内容をご利用者およびその家族に説明し交付します。

第4条（訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は計画書に定めたとおりです。事業者は定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、その計画に沿って定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、介護職員初任者研修及び、一級課程修了者、二級課程修了者です。
- 4 計画書の利用者との合意をもって居宅介護支援事業所との連携の提供を開始します。
事業者が提供するサービスの内容または介護保険適応の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の計画書を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービス内容および提供時間等を記録し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、営業時間内に事業者にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供の記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 5 事業者は、提供時間を記録するとともに著しくケアプラン上の標準時間と乖離している場合には介護支援専門員に連絡いたします。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として介護保険で定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降に利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに（銀行引き落とし等の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために必要となる水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は下記に定めるとおりです。なお、同地域外にお住まいの利用者にサービスを提供する場合には、交通費を徴収する場合がありますが、その際には事前に説明し、同意を得るものとします。

〔通常の事業の実施地域〕 徳島市、小松島市、板野郡、名西郡、吉野川市

第8条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。（月額報酬の場合、中止しても料金の変更はありません。）
- 2 利用者の体調不良や状態の改善等により、サービスの利用が少なかった場合、または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はしません。

第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、負担割合証に基づき利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を文書で通知します。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、利用者が要支援認定または事業対象者でなくなった場合
- ③ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第11条（守秘義務）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

第12条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護予防支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 3 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて利用者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。
- 4 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - ① 利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - ② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
 - ③ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- 5 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第17条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （4）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催およびその結果について従業者への周知徹底

第18条（身体拘束の適正化に関する事項）

事業者はサービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

第19条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 [事業者名] 蒼翠合同会社
(あおみ訪問介護事業所)

[住所] 〒770-0047
徳島県徳島市名東町1丁目395番地の8

[代表者名] 代表社員 松山 大輔 印

利用者 [住所]
[氏名] 印

(代理人)
(続柄) [住所]
[氏名] 印